

令和8年2月3日
島根県総務部総務事務センター

—令和8年度に島根県に指定消耗品（事務用品）の納入を希望される
事業者の皆様へ—

島根県では平成24年度から全県を対象として指定消耗品（事務用品）の調達をしておりますが、令和8年度も継続して実施します。詳細につきましては、下記のとおりです。

記

1 指定消耗品（事務用品）の調達の概要

(1) 契約相手方の選定方法

下記(2)の「調達を行う区分」別に、(4) 対象品目の分類ごとに電子入札または見積合せを行う。

(2) 調達を行う区分

本庁等、松江地区、雲南地区、出雲地区、県央地区、浜田地区、益田地区の7区分

(3) 対象所属

上記(2)の各地区にある合同庁舎の入居所属及びその管内にある単独所属（病院局を除く）

(4) 対象品目

一部事務用品

本庁等 11分類

A	P P C用紙	H	修正・接着用品類
B	P P C用紙類	I	カートリッジ類
C	ファイル類	K	メディア類
D	筆記具類	L	電池類
F	付箋類	M	その他文具類
G	クリップ類		

各地区 6分類

A	P P C用紙	F	付箋類
C	ファイル類	H	修正・接着用品類
D	筆記具類	I	カートリッジ類

注) 具体的な対象品目は、入札公告又は見積依頼の際に提示します。

(5) 契約期間（予定）

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(6) 発注の開始時期（予定）

令和8年4月1日

(7) 契約の方法

単価契約

(8) 入札等の参加資格要件

ア 島根県の「令和7年から令和9年までの物品の売買、借入れ等に係る入札 参加資格者名簿」の該当の営業種目に登録されている事業者であること。

イ 下表の（A）調達を行う区分ごとに、該当する（B）地域区分内に本店又は代表者により入札等の権限の委任を受けた者が所属する支店又は営業所があること。

(A) 調達を行う区分	(B) 地域区分
本庁等	出雲地域 (松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町)
松江地区	
雲南地区	
出雲地区	
県央地区	石見地域 (浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡川本町、同美郷町、同邑南町、鹿足郡津和野町、同吉賀町)
浜田地区	
益田地区	

(9) 物品の発注、納品及び請求等の手順について

ア 各所属は、県と単価契約を締結した事業者あてに原則月1回を限度として発注書をメールで送付する。

(契約後、発注先メールアドレスを提示していただきます。)

イ 発注を受けた事業者は、発注を行った各所属に納品する。なお、納品範囲が広域にわたる物品については郵送も可能とする。ただし、郵送料等それに係る経費は事業者負担とする。

納品に当たっては、納入期限内に行うものとする。

ウ 発注した各所属の検査担当者が、納品を確認する。

エ 事業者は、納品を行った当該月分の請求を1枚の請求書にまとめ、所属別の内訳書を添付して、総務部総務事務センター物品調達第一係・第二係へ納品した月の翌月10日までに郵送等で送付する。

(総務事務センターでの納品確認は、当該月末日となるため、請求日は翌月1日以降としてください。)

オ 総務事務センターは、請求書の内容を確認し正当な請求書を受理した日から30日以内に、事業者に対し一括で支払う。

2 今後の実施予定

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 令和8年2月中旬 | 入札公告及びオープンカウンター案件公開 |
| (2) 令和8年3月下旬 | 契約の締結準備 |
| (3) 令和8年4月 | 4月1日契約、発注開始 |

なお、令和8年度予算の議会議決がない場合、契約締結を行わない場合があります。

3 お問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部総務事務センター 物品調達第一係・第二係
電話（0852）22-5336. 5342. 5683